

環境関連法規制等の動き 2011年4月

1. 法令情報

2011. 4. 1 から大気汚染防止法, 水質汚濁防止法及び電気事業法関連の一部を改正する下記の法律が施行されます。

義務に違反して、記録をせず、虚偽の記録をし、又は記録を保存しなかった者に対する罰則が設けられました。

1.1 大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

(2011. 3. 16 政令第 21 号)

1.2 水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令

(2011. 3. 16 政令第 22 号)

1.3 大気汚染防止法の施行規則等の一部を改正する省令

(2011. 3. 16 環境省令第 3 号)

1.4 電気事業法施行規則の一部を改正する省令

(2011. 3. 14 経済産業省令第 3 号)

1.5 小型のもの又は特定の施設内に設置されるものである水力発電所、水力設備及び水力発電所の発電設備、小型の汽力を原動力とする火力発電所、火力設備及び火力発電所の発電設備又は小型のガスタービンを原動力とする火力発電所及び火力設備を定める件

(2011. 3. 14 経済産業省告示第 38 号)

【電気事業法関連の概要】

「事業用電気工作物」に該当するボイラー発電設備等に関しては

(1) 一定の条件下のものは、現行の「電気工作物」としての保安規則を一部適用除外（ボイラー・タービン主任技術者の選任及び工事計画書届出の不要化）とする。

(2) 特に規模の小さい水力発電設備については「一般用電気工作物」として扱う。

大気汚染防止法、水質汚濁防止法及び電気事業法関連の一部を改正の詳細については、官報や下記の一般情報を参照下さい。

2. 一般情報

2.1 水質汚濁防止法の一部を改正する法律案の閣議決定について（お知らせ）（2011. 3. 8 内閣府）

有害物質による地下水汚染の効果的な未然防止を図るため、改正の法律案が閣議決定されました。第 177 回通常国会の審議を経て公布される事になります。今後の情報にご注意下さい。

【法律案の概要】

(1) 有害物質を貯蔵する施設の設置者等についての届出規定の創設

有害物質を貯蔵する施設の設置者等に対し、当該施設の構造、設備、使用の方法等についての届出を義務付けるものとする。

(2) 基準遵守義務の創設

有害物質を貯蔵する施設の設置者等（※）は、有害物質による地下水の汚染の未然防止を図るため、構造等に関する基準を遵守しなければならないこととする。

（※）有害物質を貯蔵する施設（有害物質貯蔵指定施設）及び有害物質使用特定施設（特定地下浸透水を浸透させる者を除く。）の設置者が(2)～(4)の措置の対象。

(3) 基準遵守義務違反時の改善命令の創設

① 計画変更命令等

都道府県知事は、届出があった場合、当該施設が基準に適合していないと認めるときは、構造等に関する計画の変更または廃止を命ずることができることとする。

②改善命令

都道府県知事は、有害物質を貯蔵する施設の設置者等が、構造等に関する基準を遵守していないと認めるときは、構造等の改善、施設の使用の一時停止を命ずることができることとする。なお、既存施設については、(2)と(3)の適用は、施行後3年間猶予する。

(4)定期点検義務の創設

有害物質を貯蔵する施設の設置者等に対し、定期的にその施設の構造等を点検し、その点検結果の記録に加え、その記録の保存を義務付けることとする。

(5)施行期日

公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日とする。

【参考：1】 大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律（法律第31号）（2010.5.10 環境省）

ばい煙や排水の測定結果を改ざんする事案が発生していることを受けて、大気汚染防止法と水質汚濁防止法が昨年5月に改正され、ばい煙や排水の排出者に対して測定結果の記録に加えて記録の保存が義務づけられた。

1) 水質汚濁防止法の一部改正関係

(1)この法律において「指定施設」とは、有害物質を貯蔵し、若しくは使用し、又は有害物質及び油以外の物質であって公共用水域に多量に排出されることにより人の健康若しくは生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質として政令で定めるもの((3)において「指定物質(52種を予定)」という。)を製造し、貯蔵し、使用し、若しくは処理する施設をいうこととした。（第2項関係）

(2) 排水を排出する者等に対し、排水等の汚染状態等の測定結果の記録に加え、その記録の保存を義務付けるとともに、これらの義務に違反して、記録をせず、虚偽の記録をし、又は記録を保存しなかった者に対する罰則を設けることとした。（第14条第1項及び第2項並びに第33条関係）

(3)事故時に特定事業場の設置者が措置を講ずべき水の排出として、その汚染状態が水質汚濁防止法第2条第2項第2号に規定する項目について排水基準に適合しないおそれがある水の排出を追加するとともに、指定施設を設置する工場又は事業場の設置者に対し、事故により指定物質を含む水が排出された場合等における応急の措置及び都道府県知事への届出を義務付けることとした。（第14条の2関係）

(4)事業者は、排水の排出の規制等に関する措置のほか、その事業活動に伴う汚水又は廃液の公共用水域への排出又は地下への浸透の状況を把握するとともに、当該汚水又は廃液による公共用水域又は地下水の水質の汚濁の防止のために必要な措置を講ずるようしなければならないこととした。（第14条の4関係）ただし、1)の(4)は公布の日から起算して3月を経過した日から施行することとした。

【参考：2】 大気汚染防止法施行規則等の一部を改正する省令案の意見募集（2011.1.24 環境省）

1) 趣旨

測定方法等を定めている現行の水質汚濁防止法施行規則（以下「施行規則」という。）第9条においては、排水基準が定められている項目のうち事業者の測定・記録・保存義務の対象となる測定項目が明確でなく、また測定頻度については定めがない。このため、同条を改正し、測定項目及び測定頻度の規定を設けることとする。

2) 大気汚染防止法施行規則の改正案の概要

(1)ばい煙量又はばい煙濃度ではなく、これまで任意の測定としていた硫黄酸化物に係るばい煙発生施設において使用する燃料の硫黄含有率を測定義務の対象から外すこととする。

(2)計量法（平成4年法律第51号）第107条の登録を受けた者から、ばい煙濃度等について証明する旨を記載した同法第110条の2の証明書の交付を受けた場合には、当該証明書の記載をもって、ばい煙等測定記録表の記録に代えることができることとする。

3) 水質汚濁防止法施行規則の改正案の概要

(1)排水を排出する者は、その汚染状態の測定を以下のとおり行うこと。

①法第5条第1項の特定施設の設置の届出及び第7条の変更の届出の際、施行規則様式第1別紙4の「排水の汚染状態」の欄中「種類・項目」の欄に記載された有害物質及び生活環境項目について、1年を超えない排水の期間ごとに1回以上行うこと。

(※旅館業(温泉を利用するものに限る。)に属する事業場に係る排水の汚染状態の測定について、砒素及びその化合物、ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量の測定の回数については、3年を超えない排水の期間ごとに1回以上とする。)

②その他の「種類・項目」については必要に応じて行うこと。

(2)特定地下浸透水を浸透させる者は、その汚染状態の測定を以下のとおり行うこと。

①法第5条第2項の有害物質使用特定施設の設置の届出及び第7条の変更の届出の際、施行規則様式第1別紙9の「汚水等の汚染状態及び量」の欄中「種類」の欄に記載された有害物質について、1年を超えない浸透の期間ごとに1回以上行うこと。

②その他の「種類」については必要に応じて行うこと。

(3)特定事業場の規模、排水水又は特定地下浸透水の汚染状態その他の事情により都道府県知事及び水質汚濁防止法施行令第10条に規定する市の長は、上記(1)①及び(2)①に定められた測定の回数より多い回数を条例で定めることができること。

(4)上記(1)②の「種類・項目」及び(2)②の「種類」については、特定事業場の規模、排水水又は特定地下浸透水の汚染状態その他の事情により都道府県知事及び水質汚濁防止法施行令第10条に規定する市の長は、測定の回数を条例で定めることができること。

(5)上記(1)及び(2)の測定は、測定しようとする排水水又は特定地下浸透水の汚染状態が最も悪いと推定される時期及び時刻に行うこと。

(6)記録の保存対象を、施行規則様式第8による水質測定記録表に加え、測定に伴い作成したチャート等(計量法(平成4年法律第51号)第107条の登録を受けた者が行う計量証明に係る証明書を含む。)とすること。また、同条の登録を受けた者が行う計量証明により、様式第8に記載すべき事項と同様の事項の証明がなされた場合は、その証明書の記録をもって、様式第8の記録に代えることができる。

3)施行日:平成23年4月1日から施行(予定)

参照「大気汚染防止法施行規則及び水質汚濁防止法施行規則の一部を改正する省令案」に対する意見の募集(パブリックコメント) <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=13399>

以上